

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 消防本部予防課

番号 4

許認可等の内容		危険物施設の完成検査
根拠法令及び条項		消防法第11条第5項
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>完成検査は、危険物施設の設置又は変更許可申請において、許可された計画に従い「危険物施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合するよう作られたか」否かを検査するものである。</p> <p>技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに消防庁から示された運用基準及び行政実例を参考とし判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設の変更工事に係る完成検査等について (平成11年3月17日付け消防危第22号)</li> <li>製造所等における複数の変更工事に係る完成検査等の手続きについて (平成11年3月23日付け消防危第24号)</li> <li>危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について (平成13年3月30日付け消防危第44号)</li> <li>認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について (平成21年11月20日付け消防危第207号)</li> </ul>
	参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>逐条解説消防法</li> <li>危険物規制質疑応答集</li> <li>危険物関係法令実例集</li> </ul>
	設定等年月日	平成6年10月1日設定 (平成24年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	<p>完成検査は、数回にわたり実施されることもあり、処理期間を定めることは、困難である。</p> <p>なお、完成検査済証の交付は、完成検査完了後の翌日に交付する。</p>
	設定等年月日	平成15年10月1日設定 ( 年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	・認定事業所が行う変更工事に係る完成検査済証等の交付の迅速化に向けた手法について (平成24年3月30日付け消防危第89号)
------------------	-----	---